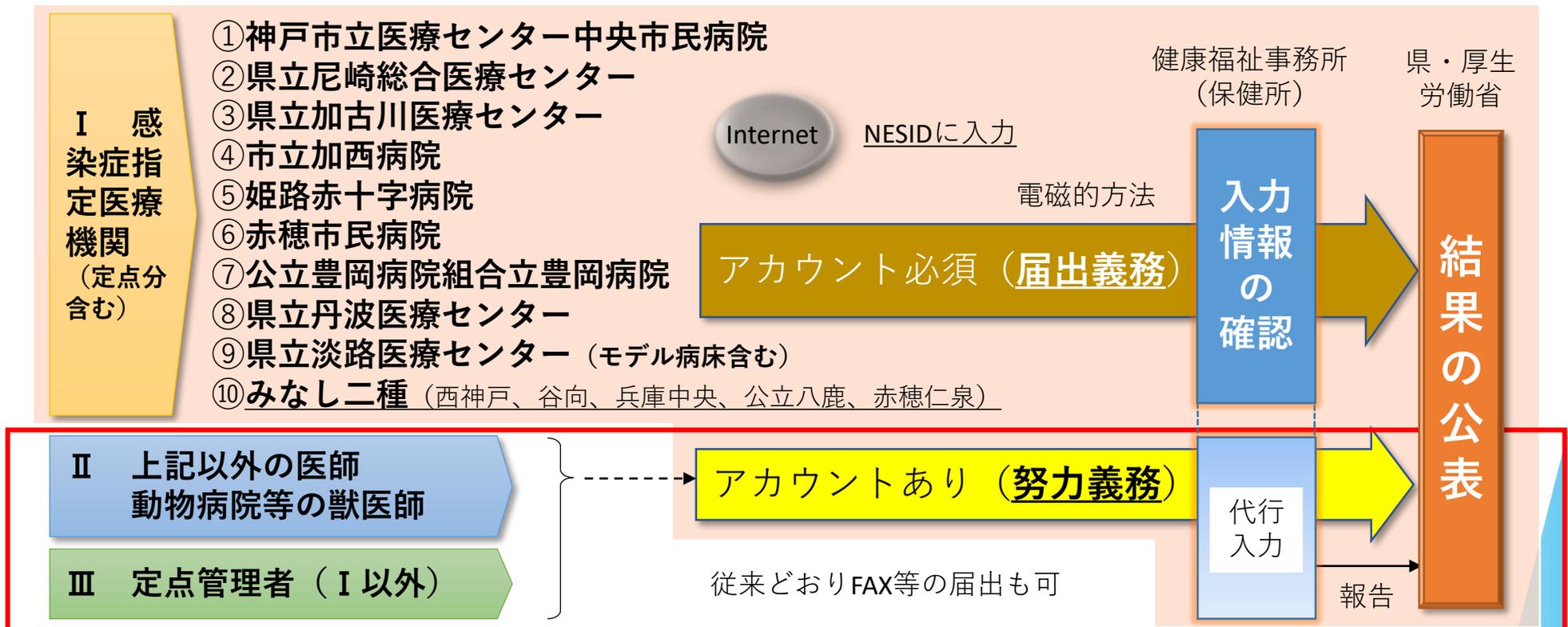


## R5.4.1以降

- ① 感染症指定医療機関の医師からの届出は電磁的方法が義務となります
- ② ①の下線部以外の医師からの届出は**努力義務**となります

- ✓ 発生届に関し、厚生労働省令で定める感染症指定医療機関の医師については、電磁的方法により行うことを義務化  
それ以外の医師については、電磁的方法による届出は**努力義務**
- ✓ 獣医師の届出については、電磁的方法により行うことを**努力義務化**
- ✓ 指定届出機関の管理者による定点届出については、当該機関が厚生労働省令で定める感染症指定医療機関である場合には電磁的方法により行うことを義務化  
それ以外の場合については**努力義務化**
- ✓ 指定届出機関以外の病院又は診療所の医師による疑似症のサーベイランスの届出については、当該医療機関が厚生労働省令で定める感染症指定医療機関である場合には電磁的方法により行うことを義務化  
それ以外の場合については**努力義務化**



**今後、赤枠部を推進**